

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月 6 日（金）第2964号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（※）	（社会福祉課取扱い） 1
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い） 2
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	（水産振興課取扱い） 2
○公共測量の終了	（監理課取扱い） 3
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 3
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂防課取扱い） 3
○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧	（都市計画課取扱い） 5
○都市計画道路の変更案の縦覧	（都市計画課取扱い） 5
○都市計画道路事業の認可	（都市計画課取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大島支庁取扱い） 6
公 告	
○平成26年歯科技工士国家試験公告	（保健医療福祉課取扱い） 6
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）	（商工政策課取扱い） 7
○一般競争入札公告	（管財課取扱い） 8
○落札者等の公告	（管財課取扱い） 10
教 育 委 員 会 教 育 長 告 示	
○指定技能教育施設の廃止	（高校教育課取扱い） 11

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第65号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第30条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第4条中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第11条中「第11条」を「第5条」に改める。

第13条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。

第14条中「第14条第2項第2号」を「第8条第2項第2号」に改める。

第15条第3項中「第25条」を「第8条」に，「これがため」を「そのために」に，「第29条」を「第12条」に，「添附する」を「添付する」に改める。

別表第2の1中「第10条第1号」を「第4条第1号」に改め、同表の2中「第10条第5号」を「第4条第5号」に改める。

別表第3中「第24条」を「第7条」に、「第25条」を「第8条」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第26条」を「第9条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別記第3号様式中「第26条」を「第9条」に改める。

別記第5号様式中「第26条」を「第9条」に、「都道府県事務（技術）吏員」を「都道府県職員」に改める。

別記第7号様式中「第24条」を「第7条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「吏員」を「職員」に、「第45条」を「第31条」に、「6箇月」を「6月」に、「5万円」を「30万円」に改める。

別記第8号様式中「第24条」を「第7条」に改める。

別記第11号様式中「第27条の」を「第10条の」に、「第27条
（条 文 挿 入）」を
「第6条

（条 文 挿 入）
に改める。

第10条

（条 文 挿 入）」

別記第12号様式中「第29条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
J I Nメンタルクリニック	鹿児島市下福元町615番30	平成25年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28番39 号	平成25年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1219号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成25年12月6日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年11月8日鹿児島県告示第1726号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表南さつま市秋目区域（南さつま市坊津町秋目の地区）の項を削る。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
南さつま市秋目区域 (南さつま市坊津町秋目の地区)	(1) 主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (2) 主として建網漁業を営む漁業 (3) 主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業 (4) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (5) ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業 (6) ます網漁業 (7) (1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成25年7月30日鹿児島県告示第838号で告示した公共測量の実施は、平成25年11月20日終了した旨の通知があった。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年12月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町久志字麻島1535番1地先から同市坊津町泊字法光寺平9054番8地先まで	前	5.6～63.4	2,550.0
			前	10.1～135.9	1,180.0
			後	5.6～63.4	2,550.0
			後	10.1～135.9	1,180.0

鹿児島県告示第1222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年12月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市坊津町泊字松山平9356番2地先から同市坊津町泊字法光寺平9054番8地先まで	平成25年12月9日

鹿児島県告示第1223号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
西 迫 地 区	次に掲げる標柱の7号から23号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の7号と23号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の24号と25号を大崎町道三文字西迫線に沿って結んだ線、同標柱の25号から34号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の24号と34号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	7号 8号 9号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1982番
	10号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1995番 2
	11号 曾於郡大崎町假宿字上西迫2011番 1
	12号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1998番 2
	13号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1996番 1
	14号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1997番
	15号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1969番 4
	16号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1969番 1
	17号 18号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1970番 5
	19号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1972番 3
	20号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1975番
	21号 22号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1976番 3
	23号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1977番 4
	24号 曾於郡大崎町假宿字西迫1558番 2
	25号 曾於郡大崎町假宿字上西迫1969番 8
	26号 曾於郡大崎町假宿字西迫1561番 1
	27号 曾於郡大崎町假宿字西迫1564番 2
	28号 29号 曾於郡大崎町假宿字西迫1577番
	30号 曾於郡大崎町假宿字西迫1549番
	31号 曾於郡大崎町假宿字西迫1555番 2
	32号 曾於郡大崎町假宿字西迫1556番 18
	33号 曾於郡大崎町假宿字西迫1557番 2
	34号 曾於郡大崎町假宿字西迫1558番

鹿児島県告示第1224号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
古 仁 屋 13 地 区	次に掲げる標柱の5号と6号を直線で結んだ線、同標柱の5号と18号を直線で結んだ線及び同標柱の6号と18号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	5号 平成23年11月 8 日鹿児島県告示第1080号

	<p style="text-align: center;">（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域の古仁屋13地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の5号 既指定区域の標柱の6号 大島郡瀬戸内町大字古仁屋字小勝原824番1</p>
--	--

鹿児島県告示第1225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
宮之城都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宮之城都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課並びにさつま町建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成25年12月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第1226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 中種子都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・1号中央通線
3・5・2号旭町通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
 - 3・5・1号中央通線
熊毛郡中種子町大字野間字菌田，字大長野，字西ノ門，字椎作及び字大門の各一部
 - 3・5・2号旭町通線
熊毛郡中種子町大字野間字大長野及び字明石牟田の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び熊毛支庁建設部建設課並びに中種子町建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成25年12月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第1227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年12月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 国分都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・7号犬追馬場線
- 3 事業施行期間
平成25年12月 6 日から平成29年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
霧島市国分中央一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

大島支庁告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年12月 6 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人和泊町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	大島郡和泊町和泊1050	社会福祉法人和泊町社会福祉協議会	大島郡和泊町和泊39-3	竿田 富夫	平成25年12月 1 日	同行援護

公 告

平成26年歯科技工士国家試験公告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成26年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成25年12月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
 - 学説試験 平成26年 2 月12日（水）午前 9 時から
 - 実地試験 平成26年 2 月13日（木）午前 9 時から
- 2 試験の場所
鹿児島県歯科医師会館（鹿児島市照国町13番15号）
- 3 受験願書等の提出先及び受付期間
 - (1) 提出先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）
 - (2) 受付期間
平成26年 1 月 7 日（火）から同月14日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成26年1月14日の消印のあるものまで受け付ける。

4 試験案内等の交付

試験案内及び受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課において交付する。

なお、試験案内及び受験願書の用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 試験に関する照会先

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2707

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年12月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

グランド東開

鹿児島市東開町4番27

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年7月5日

3 意見の概要

- (1) 開閉店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (2) 荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (3) 騒音規制法に基づく特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。
- (4) 変更した開店時間の範囲において、新たに店舗駐車場出入口付近の市道で交通渋滞等を生じないように、適切な対応を行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年12月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー紫原店

鹿児島市紫原三丁目9番1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年7月5日

3 意見の概要

- (1) 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。
- (2) 開閉店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

- (3) 駐車場の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分対策を講ずること。
- (4) 本市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。
- (5) 届出済の附置義務自転車等駐車場に変更がある場合は、附置義務の変更により届出を行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
防護服（アノラック型）ほか6品目 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成26年1月17日午前10時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年1月17日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上

にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
HAZMAT(Radiation Proof)Suit(anorak)and 6 other items:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
10:00 a.m. January 17, 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年12月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港照明補用品 7式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 株式会社南電工
鹿児島市下荒田二丁目41番6号
2,818,200円（種子島空港分）、434,385円（喜界空港分）、3,821,139円（徳之島空港分）、1,369,011円（沖永良部空港分）、1,401,256円（与論空港分）
 - (2) 株式会社昭光堂
鹿児島市上荒田町24番6号
1,449,000円（屋久島空港分）
 - (3) 南九州照明メンテナンス株式会社
鹿児島市新栄町20番1号
13,020,000円（奄美空港分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年9月10日

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次の指定技能教育施設の廃止の届出があった。

平成25年12月6日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

- 1 廃止する指定技能教育施設の名称及び所在地
学校法人赤塚学園タラデザイン専門学校
鹿児島市上荒田町6番18号
- 2 廃止の時期
平成26年3月31日